

全米熱帯まぐろ類委員会（I A T T C） Inter-American Tropical Tuna Commission

昭和25年（1950年） 3月3日 発効
昭和45年（1970年） 7月1日 我が国効力発効
平成22年（2010年） 8月27日 強化条約発効

1 目的

条約適用水域におけるかつお・まぐろ類等資源の長期的な保存及び持続的な利用の確保

2 締約国等

（1）締約国等

日本、韓国、米国、カナダ、EU、中国、フランス、コスタリカ、パナマ、エルサルバドル、グアテマラ、エクアドル、メキシコ、ニカラグア、バヌアツ、ベネズエラ、ベリーズ、台湾、ペルー、コロンビア、キリバス

（2）協力的非締約国

ボリビア、ホンジュラス、インドネシア、リベリア、チリ

3 対象水域：東部太平洋水域（5 参照）

4 主な保存管理措置

（1）メバチ・キハダ保存管理措置

（平成29年（2017）年～平成32年（2020年））

○まき網漁業

- ・ 72日間の全面禁漁

- （7月29日～10月8日又は11月9日～1月19日の期間）

- ・ 沖合特定区で1ヶ月間禁漁（10月9日～11月8日の期間）

- ・ 集魚装置（FADs）の使用数を大型まき網漁船で450個に制限（平成30年（2018年）からの措置）

○はえ縄漁業：

- ・ 平成19年（2007年）の漁獲枠の5%減
（我が国漁獲枠32,372トン）

（2）太平洋クロマグロ保存管理措置

- ・ 親魚資源量を平成36年（2024年）までに、少なくとも60%の確率で歴史的中間値まで回復させることを、暫定回復目標とする。

- ・ 商業漁業については、平成29年（2017年）及び平成30年（2018年）の年間漁獲上限をそれぞれ3,300トンとすることを原則とし、2年間の合計が6,600トンを超えないように管理

- ・ 30キロ未満の漁獲の比率を50%まで削減するよう努力

（3）北太平洋ビンナガ

- ・ 漁獲努力量を現状水準に制限

(4) 漁船管理

- ・ ポジティブリスト制度、船舶監視システム（VMS）等

5 水域図

